

(別紙1)

対面式免許状更新講習の実施方法の変更に関する手続きの特例について

令和2年3月31日

令和2年4月28日一部改正

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 大学等において開講する対面式免許状更新講習のうち、令和2年6月30日までに更新講習の認定申請を行った免許状更新講習については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、令和3年3月31日までの間、次の方法により行うことも認めることとする。

（講習実施形態の変更）

対面式講習として認定を受けた講習について、別添に示す変更届を提出することにより、以下の例のようなインターネット等を活用した形態によって実施することを可能とすること（テキストのみの学習による実施形態への変更は不可）

○変更する実施形態の例

- ・インターネットによる受講者限定のWEB配信を用いた講習
- ・テレビ会議システムを用いた同時双方向型の遠隔授業による講習
- ・DVDやブルーレイ等の記録媒体に録画した動画を用いた講習

（変更の周知）

講習実施方法の変更を行った場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講申込みが行われている場合は、当該申込者に対し適切に連絡を行うこと

3. 文部科学省における周知

上記2により変更を行った場合は、文部科学省ホームページで既に掲載している講習一覧において、変更があった講習の講習概要の文末に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習の実施方法を変更しています。詳細は本学（本教育委員会、本法人）のホームページを参照してください。」と一律に記載し、実施方法の変更があった旨を周知する。